

〔査読論文〕

第二次世界大戦中にアメリカによって 強制連行された日系ペルー人

——クリスタルシティでの抑留後一家で日本に渡った随行繁房さんの場合——

賀 川 真 理

目 次

はじめに

I 随行家の歩みとペルーでの生活

1. ペルー移住を決めた父、繁松さんの決断と当時の社会状況
2. 繁松さんの結婚と家族

II 真珠湾攻撃後における突然の父の連行

1. 真珠湾攻撃前のペルーの状況
2. 父、繁松さんの強制連行と残された家族

III クリスタルシティ抑留所での生活

1. ペルーからアメリカに連行された父の下へ
2. クリスタルシティ抑留所での生活

IV 抑留所から両親の故郷日本へ

おわりに

はじめに

南米ペルー共和国（以下、ペルー）に移民として渡り、苦労の末に事業を軌道に乗せて家族を持ち、現地で平和裏に日常生活を営んでいた随行繁松さん（以下、繁松さん）は、日米戦争開始後の1943年1月7日に突如アメリカ合衆国（以下、アメリカ）政府からの要請を受けたペルー官憲に連行された上、のちにアメリカに強制連行されることとなった¹⁾。これが、第二次世界大戦中に起きたアメリカ政府によるラテンアメリカ在住の日系人²⁾（その多くがペルーに居住していた日系人）に対する強制連行と呼ばれる事例である³⁾。

本稿は、第二次世界大戦中にアメリカ政府によって一家の大黒柱である父繁松さんが強制連行されたため、父との再会を果たすために一

家全員がペルーをあとにしてアメリカのテキサス州クリスタルシティ抑留所（Crystal City Internment Camp）⁴⁾に向かう決断をし、同地での抑留生活ののち、戦後、他の大勢の日本人抑留者と共に、日本への移住を決断せざるを得なかったヴィクトール・繁房・随行（Victor Shigefusa Zuiko）さん⁵⁾（以下、原則として繁房さん）が今日まで歩まれてきた道程を、繁房さんご自身が書かれた手記⁶⁾と執筆者による書面での質問及びその回答、電話でのインタビュー、繁房さんからお借りした資料を中心として辿るものである。

これにより、ペルーに定住していた随行家の一員であるペルー生まれでペルー国籍を保有していた繁房さんが、ペルーを離れてアメリカでの抑留所生活を経て現在に至るまで、戦争中の外的な要因によりどのような人生を歩まざるを得なかったのかについて、本稿で明らかにしたい。なぜならば、随行家と同様、日系ラテンアメリカ人でクリスタルシティ元抑留者の方々の大半は戦争終結と共に日本に向かわれたにもかかわらず、そのほぼすべての抑留者たちがそれまでに直面したことのない戦後の日本における食糧難をはじめとした数々の困難な状況に直面したことなどから、抑留当時やその前後の生活ぶりを社会に向けて発信された方々は、執筆者が把握している限り現在に至ってもごくわずかしおられないからである⁷⁾。そのため本稿の刊行により、できる限り多くの方々に抑留者自身の声を届け、この史実を普及させることも本稿の重要な役割であると考え⁸⁾。

こうした日系ラテンアメリカ人一人一人の貴

重な体験を集積することにより、平穩に暮らしていた家族が戦時下という特殊な状況でアメリカに連行され、先の見えない抑留所内部での不安な生活を余儀なくされた上、戦後の日本に向かわざるを得ず、そしてやむなく同地で暮らすことになるまでの一連の経緯と実態を浮き彫りにしていきたい。

I 随行家の歩みとペルーでの生活

1. ペルー移住を決めた父、繁松さんの決断と当時の社会状況

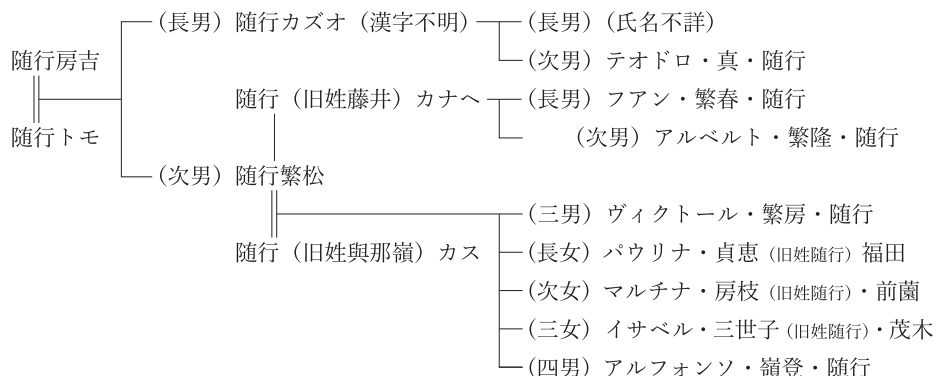
随行繁房さんの父繁松さんは、1888年1月に広島県豊田郡入野村⁹⁾で2人兄弟の次男として出生した。繁松さんの両親であり、繁房さんから見ると父方の祖父房吉さんと祖母トモさん(図1参照)は、同地で米と野菜を栽培していた専業農家であった。

ところで、繁松さんがペルーに移住した背景を知るために、当時の社会情勢に触れることとする。明治期の日本では、とりわけ都市部よりも農村部において、一家の長男が全財産を相続する傾向が強かった¹⁰⁾。その財産とは、土地、家、農地などであり、その代わりに両親と年下の兄弟姉妹の面倒を見ることになっていた。なぜならば、一家の子供たち全員で農地を分割することになれば、農家の崩壊を意味することに

つながると考えられていたからである。両親が農家であった随行家においても例外ではなく、次男の繁松さんは自分自身でその後の身の立て方を模索しなければならなかった。

繁房さんの手記によれば、父繁松さんは1906年、18歳の時にご自身の生計を立てるため、サトウキビ畑で働く農業契約移民¹¹⁾として、単身でペルーに渡った。ポーツマス講和条約により日露戦争が終結してからまだ日が浅い日本で、雇用先の確保だけでなく安定した居住場所を見つけることは容易なことではなかった。

繁松さんと同じく、1906年に6か月間という短期契約、かつ船賃は移民自身が負担する形でペルーに行った東出誓一氏は、その著『涙のアディオス—日系ペルー移民、米国強制収容の記』の中で、「私は北海道移民の子として貧しい家庭に育ち、やっと苦学して独力で学校を卒業しました。そして、卒業と同時に、多くの学校関係者や交友会、友人、知人、親戚縁者の助力を得て、血の出るような思いをしながら旅費をため、ようやくペルーまでやって来ました。今の祖国にとっては、1人でも食いぶちを減らす者が出ることこそ、お国のためになることだと信じていました」と記している。当時は100円の船賃を捻出すること自体、容易なことではなく、第3回目のペルーへの移民船(第3航海と呼ばれる)で「ペルーへ渡った人たちの多くは、



出典) 随行繁房さんから提供された資料を基に執筆者作成。

図1 随行家の家系図(敬称略)

家や田畑を売り払い、それを旅費として移民したのであった。彼らは、『ペルーで2、3年働けば大金を持って故郷に錦を飾れる』という移民会社の宣伝文句に踊らされ、移民船に乗ったのであった」と、当時の社会状況を紹介している¹²⁾。

このように、当時は日本の都市部ではもちろんのこと、地方ではなおさら厳しい経済状況にさらされていたことがわかる。自らが生計を立てる場所を探さなければならない状況に限界を見た若者たちにとり、外国に移民することを選択肢として視野に入れることは、もはや当然の成り行きであったと言えよう。

すなわち、繁松さんがペルーへの移民を希望した最大の理由は、一家の次男として生まれ、18歳という年齢に達した時に、当時生計を立てる手段として契約移民という形でペルーにおいて働く道があったからであると考えられる。移民した初期の日本人たちは、日本の移民斡旋業者を通じ、ペルーの製糖工場やプランテーションと呼ばれる大農園でサトウキビの栽培をする労働者として契約した若者たちであった¹³⁾。

ところで、日本人が移民として最初にペルーに渡ったのは1899年のことであったが、その際の契約状況はおおよそ以下のものであった(表1参照)。まず最大の目的である収入についてで

あるが、ペルーの大農園で得られる1か月の給料は25円であった。これは当時、日本における農村労働者の平均的な月収(約10円)の倍以上であった¹⁴⁾。移民たちは契約期間の4年間に、総額860円を貯金することが目標であったとされる¹⁵⁾。

1868年にいわゆる「元年者」と呼ばれる最初の移民が向かったハワイの砂糖キビ農場においては、同時期の契約条件は3か年契約、1日10時間労働、往航船賃は雇い主側の負担といった具合に、ペルー移民とほぼ同じ条件で、月給は15ドル(約30円)であった。ハワイにおけるこの金額は、ペルーでの月給(約25円)よりやや高かったが¹⁶⁾、ハワイでは1897年に日本人移民の増大を懸念したハワイ政府による「日本人上陸拒否事件¹⁷⁾」が発生していたことを勘案すると、「南米初のペルー移民」への期待は高かったと考えられる。

こうして第1回目のペルー移民790人を乗せた「佐倉丸」は、1899年2月27日に横浜を出港し、4月3日にペルー最大の港町カジャオ(Callao, 図2①参照)に到着した。その出身地は新潟県が372人、山口県が187人、広島県が176人、岡山県が50人、東京府ほか5人で、全員が男性であった¹⁸⁾。しかし、現実には厳しかった。「現地の気候風土や食物と馴染めずに

表1 日本人移民の受け入れに当たり、1898年にペルーの複数の砂糖キビ農場雇主との間で取り交わされた労働条件の概要

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①往航の船賃は雇主が負担する。 ②契約期間は4年間とする。 ③労賃は月2ポンド10シリング相当額(邦貨約25円)。 ④労働時間は耕地では1日10時間、工場では12時間。 ⑤衣食住費と医療費は雇主の負担とする。 |
|--|

出典) 山田麴生「第5回明治のメキシコ・ペルー移民」『日本移民船始末記・世界の艦船』1994年3月、110-111ページ、日本クルーズ学会ホームページ掲載(<http://cruise-ferry.main.jp/wp-content/uploads/2020/06/05-%E6%98%8E%E6%B2%BB%E3%81%AE%E3%83%A1%E3%82%AD%E3%82%B7%E3%82%B3%EF%BC%8F%E3%83%9A%E3%83%AB%E3%83%CE7%A7%BB%E6%B0%91.pdf>, 2022年8月18日閲覧)。

死亡者が続出」し、「死亡者数は半年後の時点で120人を超え」る状況となった¹⁹⁾。

これに続く第2回目のペルーへの移民は、1903年6月11日に英国船「デューク・オブ・ファイフ (Duke of Fife)」に乗って横浜港を出発し、7月19日にカジャオ港に到着した。この移民船には、初回の教訓を生かし、4人の医師が同行したほか妻帯者も多く含まれ、現地での定着率も向上した²⁰⁾。

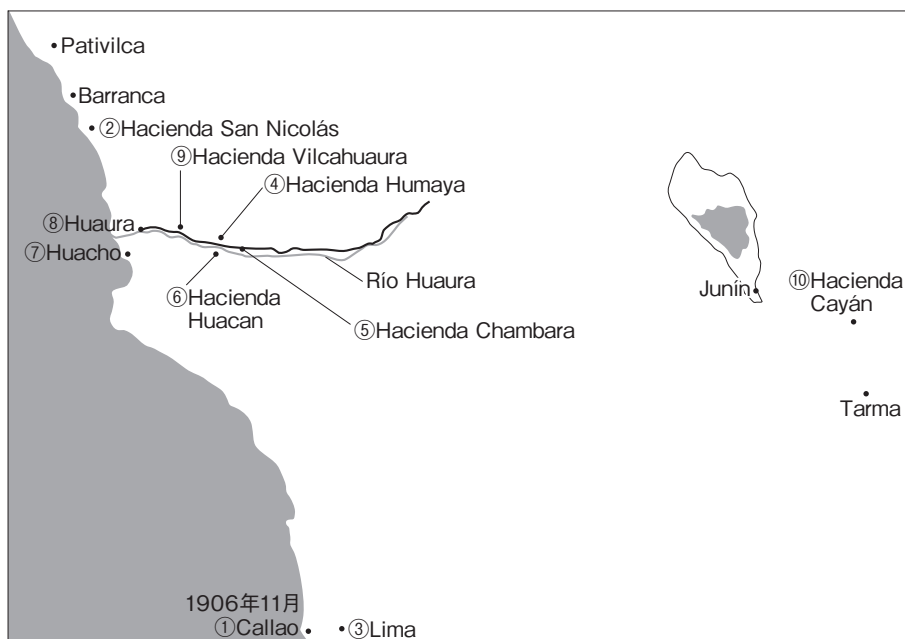
繁松さんはその後、1906年11月20日にカジャオに到着した森岡商会による第3回目のペルー移民船「巖丸鳥」(第2回目の航海で使用した「デューク・オブ・ファイフ」を森岡商会が入手したもの)の乗員776人の中の1人として、ペルーに向かった²¹⁾。この第3回目から契約条件が大幅に変更され、往航船賃が自弁となったほか、契約期間が4年から6か月に大幅に短縮され、契約終了後は自由移民として行動できるようになっていた²²⁾。

ペルーに到着した繁松さんは、まずパティビ

ルカ溪谷にあるサンニコラス耕地 (Hacienda San Nicolás, Valle de Pativilca, 図2②参照)のさとうきび大農園で働く契約移民として働きはじめた²³⁾。労働契約終了後(ペルーに到着してから6か月後、1907年5月中旬以降と思われる)は、リマ市 (Ciudad de Lima, 図2③参照)に出て数年間、家事手伝いや店の手伝いなどをした。

その後のことではっきりとしているのは、1913年にウァウラ溪谷 (Valle de Huaura) のウマヤ耕地 (Hacienda Humaya, 図2④参照)に転居し、この耕地の敷地内にある農場の下請けとなり、綿花栽培をする農夫として働いたことである。

繁松さんのように、第3回目の移民船でペルーに行った日本人移民たちは、耕地との契約期限終了後、日本に帰国するための渡航費を含めた資金を十分に稼ぐ必要があり、労働契約において不利な条件があったとしても我慢しなければならなかった。ペルーに留まった日本人移民の



出典) Google Map を参考に、執筆者が作成。

図2 ペルーにおける随行家関連地図

Mar. 2023

第二次世界大戦中にアメリカによって強制連行された日系ペルー人

多くは、生活費を稼ぐための唯一の手段である肉体労働者として働いたが、繁房さんは日本人移民がそうした職種に就かざるを得なかったのは、言葉の壁があったためであると分析する。

しかし同時に、日本人移民の「不断の努力と勤勉な仕事ぶりに関しては疑う余地はない。なぜなら、ある時以降日本人移民のうちの何人かは独力で何らかの仕事を従事するようになったり、理髪店や食料品店といった小さなビジネスの経営者に転じるようになったり、耕地と下請け契約をした農場(土地の一区画)に帰属し、農民としての仕事を継続するようになったからである」と繁房さんは評価する。

2. 繁松さんの結婚と家族

広島県で出生した繁房さんの父繁松さんは、写真結婚により同郷の藤井カナヘさん(以下、カナヘさん)をペルーに呼び寄せ、1917年2月10日に結婚した。こうして、ウマヤ耕地で誕生したのが、繁房さんの兄に当たるファン・繁春・随行(Juan Shigeharu Zuiko, 1920年生まれ)さん(以下、ファン・繁春さん)とアルベルト・繁隆・随行(Alberto Shigetaka Zuiko, 1922年生まれ)さん(以下、アルベルト・繁隆さん)である。

次男であるアルベルト・繁隆さんが生まれて間もなく、一家は綿花栽培を継続するためにチャンバラ耕地(Hacienda Chambara, 図2⑤参照)に移動した。しかしそこで、カナヘさんは幼い2人の子供たちを残し、病気で他界した。

繁松さんは妻を亡くしたのち、2人の息子たちを育てながら農業に専念することはできないと考え、息子たちの世話や家事をしてもらうために、繁松さんの友人の紹介で與那嶺カス(Kasu Yonamine)さん(以下、カスさん)²⁴⁾に手伝いを依頼した²⁵⁾。カスさんは、1895年12月に沖縄県で生まれ、1918年に同じ沖縄出身の前夫と結婚するためペルーに移住した。しかし、その結婚は長く続かず、離婚していた。

やがて繁松さんは、1926年9月7日にカスさんと結婚した。そして、カスさんとファン・

繁春さん、アルベルト・繁隆さん²⁶⁾の4人は、チャンバラ耕地からペルーの海岸地帯にあるウアウラ川と砂漠の間に挟まれたウアカン耕地(Hacienda Huacan, 図2⑥参照)²⁷⁾に移動し、綿花栽培のために土地を借りて農業を続けた。

ウアカン耕地ではその一面を利用して、ほかにも米やトウモロコシ、インゲン豆、野菜、豆類(legumbres)を家族のために耕作しただけでなく、乳牛や農具を牽引する雄牛が食べる飼料のアルファルファも作っていた。さらにマンゴやアボカド、グアバ、枇杷(セイヨウカリン)、ブドウ、イチジクや何種類ものバナナといった具合に、果樹も多く栽培した。それらに加えて、豚や雌鶏、カモ、ウサギ、テンジクネズミ、鳩も飼育していた。繁松さん一家は、地元の人々が「大きな家(casa grande)」と呼ぶ立派な家に住んでいた。

そのウアカン耕地では、1928年3月に繁房さん、1932年6月にパウリナ・貞恵・随行(Paulina Sadae Zuiko)さん(以下、パウリナ・貞恵さん)、そして1934年10月にマルチナ・房枝・随行(Martina Fusae Zuiko)さん(以下、マルチナ・房枝さん)の3人が誕生した。繁房さんはウアカン耕地で6歳まで過ごしたが、その時の思い出は今でも忘れられないという²⁸⁾。

繁松さんがウアカン耕地で働いていた時、繁松さんの兄で繁房さんの叔父である随行カズオ(Kazuo Zuiko)さんと繁松さんの兄の2番目の息子であり、繁房さんのいとこであるテオドロ・真・随行(Teodoro Tadashi Zuiko)さん(以下、テオドロ・真さん)が手伝いにやって来た。このように、当時は同郷の家族や親戚を呼び寄せて、仕事を手伝ってもらうこともしばしば見られた。

ところでウアカンには、スペイン語を教える女性の先生がいて、繁房さんは小さい時からほかの子供たちとスペイン語を勉強していた記憶がある。そのお陰で、繁房さんは現地の小学校に入学して間もなく、2つ上の学年に入れられたほど優秀であった。ペルーでは当時、ある一定の年齢に達した子供が小学校に入学しなければならないといった決まりはなく、同じ学年に

違った年齢の生徒がいても珍しいことではなかった。繁房さんは体格的には小さかったが、いつも年上の生徒たちと一緒に勉強していた。

繁房さんが小学校に入学した当時、両親は農業をしていたので、2人の兄、ファン・繁春さんとアルベルト・繁隆さんと共に、ペルーの学校で勉強をするためウァチョ (Huacho, 図2⑦参照) という町にある日本人小学校に寄宿し、そこから毎日バスで地元の学校に通っていた。繁房さんを含む三兄弟は、父繁松さんの教育方針で、全く日本語を勉強しなかった。

その後繁松さんがウァカン耕地を離れたのは、1935年頃だったのではないかと繁房さんは述懐する。なぜなら、その年にウァカン耕地の賃貸契約の期限が来たことと、その頃別の事業をはじめするために、新しく家を建てようとしていたからである。この年、繁松さんと同郷である広島出身の友人土佐文一さんは、4人の息子に日本語の勉強を続けさせるため、妻と共にウァウラ (Huaura, 図2⑧参照) から日本に行くことになった。土佐さん一家はしばらくペルーを留守にすることになるので、不在中、ビルカウァウラ耕地 (Hacienda Vilcahuaura, 図2⑨参照) の管理を一時的に繁松さんに託した²⁹⁾。

両親がビルカウァウラ耕地に居た時、前述のように繁房さんはウァチョの日本人小学校に寄宿していたが、そこで腸チフスにかかってしまったため、この大きなビルカウァウラ耕地の家で療養することになった。その時に、土佐文一さんをはじめ、「前蘭さん、千田先生、森本さん、栗川さん、相沢さんといった日本人が多く住んでいた」のを覚えているという³⁰⁾。

そのビルカウァウラ耕地の管理を終えたのち、繁松さん一家はウァチョから約4キロ離れたウァウラという小さな町に家を建て、移り住んだ。そのため次男のアルベルト・繁隆さんと繁房さんは、ここからバスでウァチョにあるこれまでと同じ学校に通うようになった。長男のファン・繁春さんは、リマ市に在住する繁松さんの友人宅に寄宿しながら、リマ市内の聖母グアダルベ学校 (Colegio de Nuestra Señora de

Guadalupe)³¹⁾に進学し、勉強を続けた。

またこのウァウラでは、1936年11月に三女のイサベル・三世子・随行 (Isabel Miseko Zuiko) さん (以下、イサベル・三世子さん) と、1939年4月に四男のアルフォンソ・嶺登・随行 (Alfonso Mineto Zuiko) さん (以下、アルフォンソ・嶺登さん) が生まれた。

随行家がウァウラに住んでいた時、繁松さんはジャガイモの栽培と酪農を営むため、アンデス山脈高原のフニン県タルマ近くにあるカヤン耕地 (Hacienda Cayán, 図2⑩参照) に土地を購入した。しかしここでは、何らかの問題があり、短期間で撤退することとなった。一方ウァウラでは、自宅の隣にあったペルー人所有の皮なめし工場を購入するなどして事業を拡大し、ペルーでの生活を順調に営んでいた。

やがて、ペルーの日本人コミュニティにおける経済状況が改善するにつれて、日本の特定の移民送出県出身者によって構成された相互扶助団体が形成されるようになった。こうした相互扶助団体は、主として日系人が商売をはじめするために必要な資金を工面したり、日本人移民や家族を日本から連れて来たり、また当時多くの移民は単身でペルーに渡っていたので、繁松さんもそうであったように、日本から両親が将来の妻となる候補者の写真を郵送し、移住先の移民と引き合わせる、いわゆる写真結婚などを通じて支援を行っていた。

Ⅱ 真珠湾攻撃後における突然の父の連行

1. 真珠湾攻撃前のペルーの状況

アメリカと同様ペルーでも、日本人移民が上陸してからまもなく排日の動きが見られた。ペルーでは、早くも1903年9月に「日本移民排斥の建議」が議会に上程され下院を通過したが、こうしたペルー社会の排日的な動向は、日本人の数が増大するにつれて激しさを増していった。特に新聞紙上などからは、日本人の商店の発展を、ペルー人が「焦燥感に駆られながら見

つめている」様子が窺われる。1917年1月、「リマ市労働者組合連合総会は排日運動を展開すること、並びに大統領に請願書を提出することを決議」した³²⁾。

しかし、こうした排日の動きにも関わらず日本人移民が継続できたのは、自らも砂糖キビ農園主であったアウグスト・レギア (Augusto Bernardino Leguía y Salcedo) 大統領 (1908-1912年及び1919-1930年) による独裁政権に支配されていたことによる。レギア大統領は、移民反対派の勢力を封じ込め、日本人労働者をペルーの農園に積極的に受け入れた³³⁾。日本からペルーへの契約移民は1923年に廃止されることになったが、これはペルー側からの要請ではなく、日本人移民に対する契約条件が順守されていないなどの好ましくない状況が報告されていたためであった。これ以後、移民たちの多くは移民会社を通さずに移住するようになる³⁴⁾ (表2参照)。

ところが、レギア政権ののちペルーでは政治的な混乱が生じ、1933年にはルイス・セロ (Luis Miguel Sánchez Cerro) 大統領 (1931-1933年) が暗殺され、オスカー・ベナビデス (Óscar Raymundo Benavides Larrea) 大統領 (1933-1939年) が就任した。

この時期は、1930年代の世界大恐慌による経済的困窮が、それまでくすぶっていた排日の動きを悪化させることになる。1932年4月に公布された法令第7505号は、ペルー国内の商工業者

は技術、経営、労働の各分野を通じて、総人数の80パーセント以上においてペルー人を使用しなければならないとする、いわゆるペルー人従業員8割法として知られるが、その前文に同法の目的を「内国人傭人及労働者ニ対シ最多数ノ職業ヲ与フルノ必要ニ鑑ミ」て制定するとしているほか、1936年6月の「外国人の入国及職業制限に関する大統領令」第4項では、すべての営業、職業及び生業において、また各県においてその80パーセントはペルー人でなければならないとしている³⁵⁾。

これらは、ペルー人労働者の雇用を確保すると同時に、日本の移民政策を専門とする遠藤十亜希氏は、「外国人労働者、すなわち、『マイノリティの中のマジョリティ』だった日本人の雇用を大幅に制限し、これ以上経済進出させないことを真の目的としていた」と分析する³⁶⁾。

アメリカの歴史家で、日系ラテンアメリカ人のアメリカへの強制連行に関する本格的な研究における先駆者であるハーヴィー・C・ガーディナー (C. Harvey Gardiner) 氏は、1934年10月にペルーが「日秘修好通商航海条約 (Tratado de Amistad, Comercio y Navegación, entre Perú y Japón)³⁷⁾」の廃棄を通告したほか、ペルー人従業員8割法の拡大や輸入綿製品の割り当て制など、一連の経済活動におけるペルー化政策は、主として日本人の利益と企業の削減を目的としていたとし、1936年6月に設けられた移民割り当て制度は、ペルーで最大の移民集

表2 日本からペルーに向かった移民数 (1924-1930年) (単位: 人)

出発年	移民会社経由	自由	合計
1924	335	416	751
1925	306	731	1,037
1926	496	866	1,362
1927	392	1,031	1,423
1928	312	841	1,153
1929	222	1,105	1,327
1930	139	741	880

出典) C. Harvey Gardiner, *The Japanese and Peru 1873-1973* (Albuquerque, New Mexico: University of New Mexico Press, 1975), p. 36, Table 5 を執筆者が日本語に直したもの。

団である日本人に打撃を与えることになったと指摘する³⁸⁾。

ラテンアメリカにおける日本人移民史に詳しいダニエル・マスターソン (Daniel M. Masterson) 氏も、1930年代中頃までにペルーに入国する移民の中では日本人が最大のグループになっていたことを指摘した上で、ペナビデス政権下では外国人に対して二重国籍の放棄を要請し、のちに外国人が帰化する権利を否定する憲法改正が行われたが、これら一連の行動の標的が日本人に向けられていたことは明確であったと指摘する。同時に、1936年に日本からペルーに向かった日本人移民はわずか593人であるだけでなく、1930年代の前半を通じて、ペルーを去り日本に戻るか他の南米諸国に移動する移民が増加していたことを勘案すると、その数は問題になるほどではなかったが、人種や経済的な困窮、文化的な相違が正しい判断や理解につながらなかったとする立場を取っている³⁹⁾。

ところで、その後ペルーでは、1939年12月にマヌエル・プラド (Manuel Carlos Prado y Ugarteche) 大統領 (1939-1945年及び1956-1962年) が誕生し政権を握ったが、親米路線を採る同大統領の下で、このあと日本人を攻撃対象としたリマ暴動が発生した際、地元警察などによる対応の遅れが見られたことや、アメリカの要請でペルーに居住していた日系人の強制連行が進んで行われたことは注目に値する。

このリマ暴動は、繁房さんが中学校に通っていた1940年5月13日に発生したもので、日本人が経営していた商店や家屋が略奪に遭い、リマ市と郊外合わせて500件以上が被害を受ける排日暴動に発展した。前述の東出氏は、このリマ暴動が起こる1、2年前までに、リマにはペルーに居住する日系人が半数以上いて、日系人同士の商売上の利権をめぐるトラブルが起こるほどであったこと、ペルーの各地で不穏な反日デマが盛んに流されていたことを指摘している⁴⁰⁾。

幸いなことに、ウアチョやウアウラのような小さな町では日本人が暴動による被害を受ける

ことはなかった。しかし、この暴動の直後、同年5月24日にはリマを中心とした大地震が発生し、地元の人々の間ではこの地震は、暴動を起こしたことへの天罰だとささやかれはじめるほどであった⁴¹⁾。こうした混乱から逃れるため、これ以降、自発的にペルーを離れる日系人が出たことは事実である⁴²⁾。

2. 父、繁松さんの強制連行と残された家族

1941年12月7日 (日本時間では12月8日)、日本軍によるアメリカ領ハワイ・オアフ島にある真珠湾への攻撃により日米戦争がはじまると、アメリカの影響下にあった多くのラテンアメリカ諸国は次々と日本との国交を断絶し、それらの国々に居住していた日本人の暮らしは次第に制限を受け、なかには居住国の収容所に送られるケースも見られた。

ペルーでは、真珠湾攻撃から17日後の12月24日、早くもペルーの二大新聞『エル・コメルシオ (El Comercio)』と『ラ・プレNSA (La Prensa)』が、ペルー在住の枢軸国系危険人物約30人 (このうち日系人は約10人) のいわゆる「ブラック・リスト」を公表した。この中に東出氏も含まれていたが、その後「ブラック・リスト」は何度か新聞紙上に公表され、次第に日独伊三国系の大手企業の関係者が名前を連ねるようになった⁴³⁾。

ところで、繁松さんを含めペルーで暮らしていた日本人移民のうち、アメリカへの捕虜交換要員としてアメリカに移送されることになる人物は、どのようにして「ブラック・リスト」に掲げられたのであろうか。これについて、当時ペルーの首都リマにあるアメリカ大使館に勤務していたジョン・エマーソン (John K. Emerson) 第三書記官はその著書の中で、「ペルーにいる中国人は連合国側に忠誠を誓っており、我々がペルーにおける日本人の活動を調査する上で、喜んで支援するはずである」との考えの下、リマの中華民国公使館に勤務していたジョージ・ウー (George Woo) 書記官と共に、日本人居住区についての情報を得るため、ペ

Mar. 2023

第二次世界大戦中にアメリカによって強制連行された日系ペルー人

ルー国中をくまなく回ったと書いている⁴⁴⁾。

前述のガーディナー氏は日本人を取り締まる目的について、アメリカの関心事の中には日本人がペルーの要塞であるカジャオを掌握する可能性があることや、アメリカ船に銃口を向け、海軍基地やアメリカが管理する国際石油会社の石油貯蔵所が破壊される危険性についても含まれていたと指摘する。そのためエマーソン第三書記官は、「第1に、日本人居住区からその指導者たちを排除すること、第2に日本人の行動と活動を制限すること、第3に、枢軸国の宣伝活動を妨害すること」が重要であると考えていた⁴⁵⁾。

こうして作成されたリストにより、リマでは71人が、チクラヨ (Chiclayo) では20人、トルヒージョ (Trujillo) では18人、ピウラ (Piura) では14人、ウァチョでは12人、スジャナ (Sullana) では5人、アレキパ (Arequipa) では4人、ウァウラとカジャオではそれぞれ3人、ピメンテル (Pimentel) とパイタ (Paíta) ではそれぞれ2人、その他1人 (居住地は特定できず)、合計155人が多くの異なる地域から連行された⁴⁶⁾。

やがて1942年1月24日、ペルー政府は日本と断交すると、日系人の指導者たちを国外追放しはじめた。ペルー政府はアメリカ政府と手を組み、リマを中心とした日系社会の有力者とされている人々を中心に逮捕し、日本人が保有する銀行資産の凍結や活動を制限する措置を執ったため、繁松さんが手に入れた皮なめし工場の営業も困難になった。一方で、アメリカ政府が自国の太平洋沿岸に住んでいる日系人を強制収容しているという噂が広まり、ペルーの日系人社会に不安をもたらしていた⁴⁷⁾。

さて、1943年は随行家にとって2つの耐え難い出来事に見舞われた⁴⁸⁾。その1つ目は、新年を迎えた直後の1月3日、繁房さんの兄で一家の長男であるファン・繁春さんが、当時、父繁松さんからその経営を任されていたウァウラの自宅の隣にあった皮なめし工場で、圧延機のローラーに右の手と腕を挟まれて重傷を負い、ウァチョのオブレロ病院 (Hospital Obrero de

Huacho) に入院する事態となったことである。

そして2つ目は、それから4日後の1月7日、入院中のファン・繁春さんを除く随行家の家族8人全員が自宅にいた時、突然ペルー官憲がやってきて、その理由を示す逮捕状 (告発状) なしに、そしてどの法令に違反しているのかを示す証拠もないまま、繁松さんを逮捕し、強制連行したことである⁴⁹⁾。この時、繁松さんがウァチョの警察署に収監されていることを知った繁房さんの母カスさんは、衣類や食べ物を送ったが、その後数か月間、繁松さんの居場所は誰にもわからなくなってしまった。

短期間のうちに起こったこれら2つの出来事により、カスさんと家族は不安や恐怖、絶望、無気力に陥ってしまう。そのような折、繁松さんの逮捕から5日後の1月12日、ファン・繁春さんは破傷風のため、入院中の病院で22歳という若さで亡くなった。このことは、家族の心の痛みを一層押し広げることとなった (写真1、2参照。葬儀は1943年1月15もしくは16日に執り行われた。写真1に向かって右側に皮なめし工場があった。また写真2では、1940年に発生した大地震から2年半が経過していたが、墓地では蜂の巣のように無数の穴が開いた高い壁が壊れたままになっていた)。

最愛の息子であるファン・繁春さんを失い、一家と強制的に別れを告げざるを得ない事態となったことや、ペルーで長年の苦労と数々の犠牲を払って築き上げた財産を失ったことなどを、この時家族は繁松さんの耳に入れることができなかった。

それから約6か月後の1943年半ば、ペルーに残された家族は繁松さんがペルーから短期間、捕虜収容所のあるパナマに連行され、その後はまずアメリカのカリフォルニア州 (場所は不明) に、次にテキサス州シーゴビル (Seagoville, Texas)、そしてケネディ (Kenedy, Texas) 抑留所に送られたことを知った。さらに、ペルーに残された家族はアメリカの抑留所で再会することが許されるであろうという情報も伝えられた。



出典) 随行繁房さん所蔵写真。

写真1 ウアウラの自宅前で行われたフアン・繁春・随行さんの葬儀



出典) 随行繁房さん所蔵写真。

写真2 フアン・繁春さんが埋葬されたウアチヨ市の墓地

Ⅲ クリスタルシティ抑留所での生活

1. ペルーからアメリカに連行された父の下へ

1944年3月、ペルーで夫もしくは父と離れ離れになった日本人とその子孫ら家族339人(これらの日系人のうち半数以上が二世の子供たち)は、少数のドイツ人、若干名のイタリア人と共に、カジャオ港からアメリカ船「キューバ号(the U.S.A.T. Cuba)」に乗船し⁵⁰⁾、それ以前

の1942-1943年にかけて先にペルーを出発し、アメリカの抑留所に入れられていた父もしくは夫と再会するため、アメリカを目指して出発した⁵¹⁾。

ペルーに残されていた繁房さんの母カスさん、左足が不自由であった長男のアルベルト・繁隆さん、3人の妹たちであるパウリナ・貞枝さん、マルチナ・房枝さんとイサベル・三世子さん、弟のアルフォンソ・嶺登さんと繁房さん

Mar. 2023

第二次世界大戦中にアメリカによって強制連行された日系ペルー人

の7人にとっては、1943年1月以来、1年と数か月ぶりの繁松さんとの再会が目前に迫っていた。

ところで「キューバ号」は元々は貨物船であったが、乗客を移送する目的でおそらくはアメリカ海軍によって改装された船であった。しかし、以下に見るように、女性や小さな子供たち、そして大勢の乗客を移送するには適していなかったと言える。

「キューバ号」がカジャオに近付いて来た時、同船にはすでに乗客を監視するために銃を携えたアメリカ兵が乗船していた。そして乗船が始まると、一部の女性や小さな子供たちには、船の屋根（デッキのことと思われる）の上にある「寄宿舎のような部屋」が割り当てられた。そこは「ただ眠るためだけにあるような、ドアと閉じられた窓の付いた少人数用の部屋」であったが、トイレを利用する時だけ、トイレの付いた4人部屋の利用者の許可を得て、移動することが認められていた。

また男性と成長した子供たちは船倉の船首に、その他の女性と小さな子供たちは船尾に収容された。繁房さんと兄アルベルト・繁隆さんは船底の船首に割り当てられたが、そこにはストレッチャーと呼ばれるキャンバス地でできた簡易ベッドが並べられているだけで、プライバシーが保たれる状況ではなかった。航行中、乗客たちは「臭いの付いたライフジャケットを渡され」、それを常に身に着けるか、緊急時に備えて手元に置いておく必要があり、夜は枕として利用していた。

そして船倉の一番手前には、ドアもカーテンも取り付けられていないトイレが設置されていた。穏やかな太平洋を航海している時は特に大きな問題はなかったが、パナマ運河を通過し、カリブ海の荒波を船が航行しはじめると、小さな船は縦横無尽に揺れた。そのため、乗客のほとんどが船酔いするほどであった。そうした状態でトイレを使用する時には、トイレから飛び出ないようにしっかりとつかまっていなければならなかった。また船にはシャワーの設備が

あったが、冷たい水しか出ず、航海中は「誰も使う勇気がなかった」という⁵²⁾。

こうした状況は船倉の船尾に送られた人たちも同じであり、なおかつ近くにあった船のエンジン音による「地獄のような騒音と振動が絶えずあり、夜も眠れないほどだった」という。

航海中は船の窓を開けることが禁止されていたため、悪臭が漂い、風通しも悪かったが、我慢するしかなかった。繁房さんたちは1日に3回だけ船倉を出て、常に米兵の監視を受けながらも小さなグループに分かれて、朝食と昼食、夕食をダイニングルームで立ったまま食べた。食事は、ソーセージやザワークラウト、パン、グレープフルーツジュース、コーヒーといった具合で、日本人や日系ペルー人二世の口にはあまり合わなかったようである。

ところでこの「キューバ号」は途中、同年3月6日にパナマのバルボア (Balboa) 港に寄港している。当時パナマに連行されていた東出氏は、「家族が乗った船」がバルボアに寄港するので乗船準備をするようにと言われたが、そこには東出氏の家族は乗船していなかった⁵³⁾。

さて、カジャオを出発してから約3週間後、「キューバ号」がアメリカの港町であるニューオリンズに到着すると、乗客たちはただちに下船して大きな倉庫に入るように指示された。ここでは、老若男女を問わず、着ていた服を脱がされ、全裸のまま、頭から足先までDDTと思われる殺虫剤の粉をかけられたという⁵⁴⁾。そしてその後は、別の部屋に連れて行かれたが、そこには温かいお湯が出るシャワーがあり、石鹸を使って殺虫剤を落とすこともできた。船でシャワーを利用できなかった乗客たちにとっては、ペルーを出て約1か月ぶりにお湯で体を洗うことができた瞬間であった。

ニューオリンズからは食堂車付きのプルマン列車に乗り、「おいしい料理を堪能することができた」。繁房さんは、特に朝食がお気に入りであったという。その列車ではテキサス州のクリスタルシティ駅まで行き、そこからバスでクリスタルシティ抑留所に向かった。そこでペルー

からの一行は、受付の担当者や、家族の到着を待ち侘びていた夫や父親たちから歓迎を受けた。繁房さんは、1年3か月という長い別離の末の父との再会は、「とても感慨深いものでした」と振り返る。

2. クリスタルシティ抑留所での生活

テキサス州にあるクリスタルシティ抑留所は、サボテンと灌木に囲まれた荒涼とした場所にあった。四方を高い鉄条網で囲まれていた非常に広大な場所で、監視をするための高い塔には、常にアメリカ人の監視員がいたほか、馬に乗って抑留所を巡回警備する人たちもいた。

そこには、ラテンアメリカ諸国からの収容者が入る前に、アメリカ本土やハワイからの収容者で、それまで国内の収容所で家族が離れ離れに収容されていた人たちが合流するためにすでに収容されており、日本人のほかにもドイツ人、イタリア人の家族をアメリカ政府が収容・収監するための家族収容所としての性格があった。

こうしてクリスタルシティ抑留所への入所手続きを済ませた一行は、まずは食堂に通され、抑留者たちが抑留所のことを「キャンプ」と呼ぶ場所で最初の食事が出された。次に、木製パネルで作られたプレハブの建物に案内され、その中の1軒、2部屋が随行家に割り当てられた(区画番号EQ-78-3)。木の壁で仕切られたもう一方には、同じくペルーから連行された松田邦吉さんの家族が住むことになった(区画番号EQ-78-1)。

クリスタルシティ抑留所の日本人自治会が発行した「米国テキサス州クリスタル市戦時抑留所日本人家族名簿⁵⁵⁾」(以下、「家族名簿」)及びペルー出身で戦後ペルーに帰国した日本人抑留者である田中百合子さんが発行した日本語の小冊子『水晶村の思い出』によると、日本人が滞在していた区画にはデュプレックス(Duplex, 60軒)、トリプレックス(Triplex, 62軒)、クアドラプレックス(Quadraplex, 57軒)、ビクトリーハット(Victory Hut, 142軒)の4種類の家が

あり、家族の人数によって割り当てられた。また、これらとは別にコテージ(Cottage, 7軒)があり、ここは出産を控えた女性が利用する場所であった⁵⁶⁾。

同所に抑留された日本人(日系アメリカ人、日系ペルー人らを含む)は、1943年3月10日に26人が入所して以降、1944年4月には一挙に1,500人を超え、同年8月1日には2,107人に上り、1945年1月26日の時点では551家族、2,446人となった。この時点で、クリスタルシティ抑留所にはドイツ人574人、イタリア人6人が抑留されており、合計で3,026人が収容されていた⁵⁷⁾。

随行家に割り当てられた家には、シングルベッド(マットレス、シーツ、枕、枕カバー、毛布付き)、灯油クッカー2台(燃料は各所にある樽から自由に入手できた)、小型冷蔵庫(冷却用の氷が毎日配達され、それを入れる必要があった)、電気、水道、洗面台、調理用流し台、テーブル、椅子、タオルなど、家族の日常生活に必要なものは一通り揃っていた。

最初に建てられた家を除いて、ほとんどの家にはトイレや風呂が併設されておらず、住民がトイレやシャワーを使う場合は家の外に出て、それらのために専用に建てられた建物のある場所へ行かなければならなかった。その建物は男女別々のもので、男性用には5、6個のトイレが並んでいて、仕切りや扉はなかった。また浴室にはシャワーがいくつもあり、やはり仕切りはない状態であった(女性向けの仕様については不明)。

注目すべきは、クリスタルシティ抑留所では日本人とその子供たちは、抑留所内の秩序と平和を維持するために一定の自治権を有し、そのために必要なあらゆる業務に志願して従事し、抑留者全員の日常生活を維持するため、アメリカ政府当局と積極的に協力していたとされることである。現に「家族名簿」を見ると、各地から集まってきた日系人抑留者たちが見事なまでに組織化され、仕事や学校だけでなく、日常生活のあらゆる場面に対処できるよう整備されてい

Mar. 2023

第二次世界大戦中にアメリカによって強制連行された日系ペルー人

たことがわかる。

繁房さんはクリスタルシティ抑留所にいた1944年から1945年まで、同所に設けられた国民小学校一年生として日本語を初めて習うことになった。また繁房さんにとって、抑留所での生活は驚きの連続であった。日本人とペルー人、アメリカ人の二世といった大きな集団と初めて接しただけでなく、彼らが集団として与えられた仕事、あるいは彼ら自身が引き受けた仕事に熱心に取り組み、協力している姿を見た時は「嬉しい驚きでした」と表現している。

たとえば1946年を迎える数か月前に、稲作をする上では欠かせない小さな灌漑用水路が大洪水で流されてしまったが、その再建をするために日本人農民と一緒に、繁房さんを含む近隣のほぼ全員が厳寒の川の水に浸かりながら作業をしたことがあった。これは春から種まきが始まる田んぼに水を運ぶために必要なものであったが、寒さに文句を言う人もなく、みんなで協力して修復できたという。

当時、繁房さんは同年代の人たちと比べて体が弱く、背も低かったので、抑留所で重労働をする時には肩や体中に激痛が走ったそうである。しかし、そのような繁房さんが仕事を早く終わらせられるように、周囲の人があらかじめ細かい作業をやっておいてくれるなどして協力してくれた。こうして、繁房さんは「体を痛めながら、日本語も話せないまま、今まで想像もしなかったような人生について、多くのことを学びました」と振り返る。

1945年8月に日本は降伏して第二次世界大戦は終結を迎えるが、随行さん一家は同年12月初旬までクリスタルシティ抑留所に引き続き残り、その後一家で日本に向かうことになった。

IV 抑留所から両親の故郷日本へ

戦後、ペルー政府はペルー国籍のない人々の帰国を認めず、またアメリカでは彼らを「不法外国人」として扱った。そのため随行家の人々は、ほかの大勢の日本人抑留者と同様に日本に

向かうことになった。1945年12月、クリスタルシティ抑留所を出てからシアトル経由で日本に向かった一行は、横須賀市東部の浦賀に到着し、随行さん一家はその後広島で暮らすことになった。

1946年1月に、父繁松さんは叔父であるずいぎょう随行一郎さんから3反の土地を譲り受け、故郷の広島で農業をすることになった。しかし、繁松さんはペルーで患っていた胃潰瘍を一旦は薬で治したはずであったが、日本に来てから再び悪化させてしまう⁵⁸⁾。

そのため、家族の中で働くことのできる母カスさんは主に田んぼの仕事をする事になり、繁房さんも病気を抱えていた父と兄に代わって生活を支えるために働く必要があった。学校には入学せず、農業のほかにも、当時は蒸気機関車が走っていて、鉄道の枕木の下に砂利にたまった石炭の煤を取り除いて再び砂利を敷くといった作業や、道路工事の補助など、土木作業や様々な肉体労働をしながら働いた。しばらくしてから、居住していた広島県豊田郡入野村にできた農林省の種畜牧場で働いたが、繁房さんが思うには、当時はまだペルー国籍のままであり日本国籍を保有していなかったため、本採用には至らなかったのではないかとその当時に回顧する。

やがて、1954年8月から1956年10月までの約2年間は、広島県呉市に駐留していた英連邦軍(British Commonwealth Forces Korea [BCFK], Britcom British Ordnance Depot [BOD] Repair and Salvage Group [RSG])に英語を使う事務職員(その後「名目だけでしたが」会計士)として勤務した。繁房さんは、これらの仕事を通じて英語力を上達させた。さらに1957年1月から1999年10月までの42年間は、スペイン語を活かしてドミニカ共和国大使館事務員として勤務した。

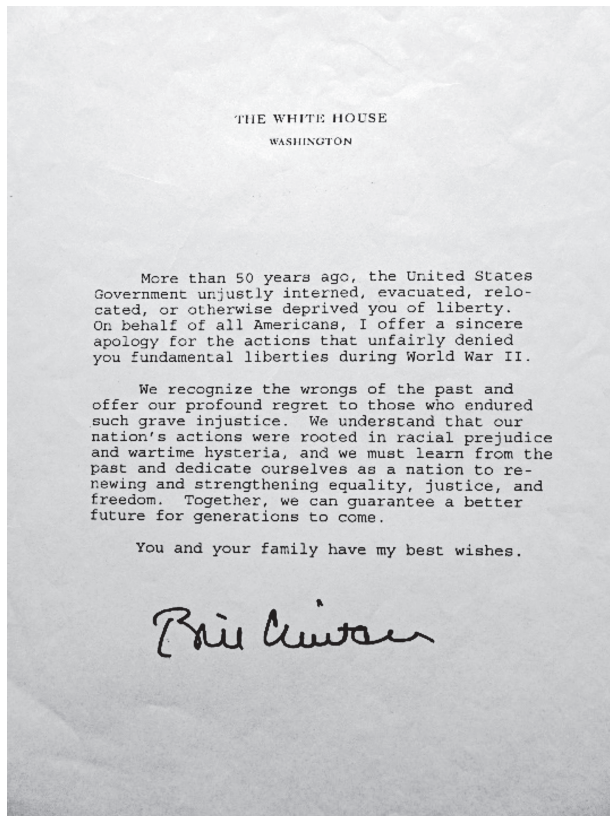
その間の1996年8月には、戦時中の不正な抑留生活に対する日系ラテンアメリカ人への戦後補償を求める集団訴訟が起こされた。それがモチヅキ訴訟(*Mochizuki v. United States*, 41

Fed. Cl. 54, 1998)⁵⁹⁾である。その結果、1998年6月にアメリカ政府との間で和解が成立し、戦後、ペルーに戻った日系人や日本に向かった日系人を含め、条件を満たしたすべての申請者に対して、ウィリアム・クリントン (William Clinton) 大統領 (1993-2001年) から国家としての謝罪文 (写真3参照) が届き、5,000ドルの和解金が支払われた。繁房さんはこの和解に基づいて申請を行い、賠償金を受け取ることができたが、繁松さんはこの和解を待たずに1973年に亡くなっていたため、この手紙を受け取ることはできなかった。

繁房さんは、2022年現在から14年ほど前に、

自分の人生を振り返った文章を綴り、その最後に、以下のように記している。

運命は時にはとても残酷である。しかし、すべてが悪いことや否定的なものばかりではなく、時には報われることもある。なぜならば、苦境の中でのみ知ることができたことが多くあったからである。私の先祖の土地がすでに瓦礫や灰と化した時にそこに辿り着いたのも、おそらくは運命であり、私はそれを幸運であったと考える。そこから先に進むために、かなり努力と、多くの苦勞をし、しばしば頭痛を抱えながらも、それ以上に幸運であり、時は瞬く間に



出典) 随行繁房さん所蔵資料。

写真3 クリントン大統領からモチヅキ訴訟の和解申請手続きをした関係者の元に送られてきた謝罪文

Mar. 2023

第二次世界大戦中にアメリカによって強制連行された日系ペルー人

過ぎて行った。こうして私の人生は、80歳を過ぎようとしている。

おわりに

一般的に南米に移民した人たちは貧しく、帰国を前提としていたというイメージがつきがちであるが、日系移民は「不断の努力と勤勉な仕事ぶりに関しては疑う余地はない」と繁房さんが指摘しているように、ペルー社会において日系人の存在は注目を浴びるようになっていた。そして少なくとも1943年の正月を迎えた時点での随行繁松さん一家も、日々大変な苦労を重ねながらも、以下の3点に見られるように、ペルーに土台を築き、ペルー社会に定着を図ろうとしていたと言えよう。

すなわち第1に、繁松さんはペルーに到着してからしばらくの間は、契約通り耕地でのサトウキビ栽培に従事していた。やがてリマ市で家事手伝いなどをしたのち、綿花栽培を継続するために自ら耕地の土地を借りて転々と移り住んだ。やがて家族を持ち、「大きな家」に住みながら綿花以外の農作物の栽培や家畜を飼育し、1936年頃には写真1に見られるようにウェアラに大邸宅を建てたほか、酪農や農業を発展させるためにカヤン耕地に土地を購入したり、自宅の隣接地にあった皮なめし工場も入手したりするほど、商売は順調であった。

第2に、繁松さんは子供たちに、当初から日本語ではなくスペイン語を学ばせていた。このことからわかるように、一家は日本への帰国を前提にしていたのではなく、ペルーに根を張り、定住しようとしていたと考えられる。

そして第3に、繁松さんは長男であるフアン・繁春さんを現地の進学校に通わせるなど、大変な教育熱心であったことが窺える。しかし現実として、フアン・繁春さんは1943年1月3日に自宅隣にあった皮なめし工場の機械に右手と腕を挟まれて重傷を負い、この事故が元で同月12日に亡くなってしまふ。実際になぜこうした事故が発生したのか、平時であれば起こっ

ていないことであったのかは不明である。しかし、このような事態に見舞われてさえいなければ、その後繁松さんはペルーでフアン・繁春さんと共に事業をさらに発展させ、またペルー社会に身を置くことにより、ペルーと日本のコミュニティとの架け橋のような存在になっていたことは容易に想像できる。

ところが、長男が事故に遭ってから4日後の1943年1月7日に、繁松さんは突如ペルー官憲に連行され、結果的にそれから1年と3か月もの間、家族と離れ離れに暮らすことになった。最終的に一家は、ペルーで築いた財産を残したまま、繁松さんが送られたクリスタルシティ抑留所に向かってそこで再会を果たすことになるが、それから1年半以上の抑留所生活を送ることになった。ところが戦後、ペルー政府は原則として日本人の帰国を認めず、アメリカ政府は抑留者たちを不法移民扱いとしたことなどから、繁松さん一家はクリスタルシティにいた他の大勢の抑留者と共に、日本に向かわざるを得なくなった。

そしていざ日本に到着すると、そこで待っていたのは冬の寒さから身を守るものだけでなく、食料品の入手さえも困難な現実と直面した。忙しい日常生活ではあったものの、ペルーでの平和で満ち足りていた生活から一転、一家は生きるための食べ物や住む場所、仕事を探すために奔走した。繁松さんは親戚を頼って土地を譲り受ける手はずをとり、繁房さんは病気を抱える父や兄の右腕となるべく、そして一家8人の生活を支えるため学校に行くこともせず、仕事探しについては選択の余地はなく、少なくとも日本到着後、8年間はひたすら働き続けるという青春時代を過ごした。

さて、繁房さんが1944年3月にペルーを離れてからまもなく78年の年月が経つ。クリスタルシティ抑留所に到着した当時、中学を卒業して3か月という年齢であった繁房さんに、今改めてペルーやペルーにいた時の思いについて語って頂いた⁶⁰。すると、やはり兄フアン・繁春さんを失ったことが最も印象に残っていて、特に

「父は本当に残念に思っていたと思います。期待していましたから。」ということ、不当な強制連行により息子の死や葬儀に立ち会えなかった父の無念さを一番に挙げられた。

同時に、父から皮のなめし工場を引き継いだファン・繁春さんは、長男として少しでも家計を助けるために工場を動かそうとして事故に遭ったのではないかという思いと、今から考えると、その後現地を離れ工場に携われなくなったことは、当時、工場から排出される汚水などが環境に与えていた影響を考えると、むしろその時点で止めて良かったのではないかと話された。また、父が不在中に長男の死と立ち向かわなければならぬ中で、家族の不安な気持ちをいとこのテオドロ・真さんご夫妻が支えて下さったことにより、どれだけ助けられたことかと感謝の意を述べられた。

ところで本稿を執筆中に、執筆者はあることに気付かされた。当初書面でのアンケートとインタビューを依頼し、それを快く受け入れて下さって手記や写真、資料を送って頂いたが、折しも2021年は新型コロナウイルスの流行と重なってコロナ禍が続いていたため、結局のところ、直接お会いしてインタビューをすることは控えることとなった。本稿を執筆するにあたりご提出頂いた文書のうち、手記に関してはスペイン語で13枚、その他執筆者による質問項目への回答となる事項などは日本語で6枚書かれている。

繁房さんは、2002年頃からご自分の記録を書き残しておきたいと考え、「日本語を一度も本格的に勉強したことのない私には、日本語で文章を書くのは不可能に近いことだと感じながらも、パソコンを利用すれば、少しは書けるのではないかと思い」、パソコンを購入してご自分の記録をまとめはじめていた。

そのため、当初インタビューを依頼した際に同封した執筆者による書面での質問事項に対してもパソコンで作成した文書での回答を得たほか、繁房さんが作成された一連の文書を拝読したのちに追加で何度か質問させて頂いた際に

は、電話で回答していただく機会もあった。こうして繁房さんと話をさせて頂くたびに、何ら問題のない流暢な日本語を話され、また繁房さんによる手記や執筆者からの質問への回答については、上記のようにパソコンを使用して、手記の大半はスペイン語で、質問への回答は日本語で綴られており、その日本語で書かれた文章を拝見する限り、不自然な日本語と接したことは一度もなかった。そうであるにもかかわらず、折に触れて繁房さんは「私は学校で日本語を習ったことが一度もない」との言葉を繰り返し使われた。執筆者は、当初、なぜそのようなことを言われるのか、見当もつかなかった。

しかし、今になって執筆者は、僭越ながら繁房さんのお気持ちの一端が理解できるようになったと考える。すなわち、ご自身が80歳を迎えられた当時にスペイン語で書かれた文書にもあるように、繁房さんはこれまでの人生でおそらく何ら弱音を吐くこともなく、残酷な運命であっても、そこからしか得られないこともあるとご自分に言い聞かせてこられただけでなく、むしろ幸運であるとさえ考え、常に前向きに歩んでこられた。それでも教育熱心な父である繁松さんの思いを受け止めると、繁房さんの本音は、ペルーで、あるいは両親の故郷である日本で、さらに学問を継続したかったのではあるまいか。

執筆者は、94歳になられた今でも、戦後の混乱期に与えられた試練と向き合わなければならなかった繁房さんの心の葛藤が、「私は学校で日本語を習ったことが一度もない」という言葉の中から読み取れると考える。

【付 記】

本稿は、日本学術振興会科学研究費助成事業、2020-2024年度科研費基盤研究C(課題番号20K01491)「忘れられぬ記憶—米国に拉致された日系ラテンアメリカ人に対するもう一つの戦後補償」の成果報告の一部である。

Mar. 2023

第二次世界大戦中にアメリカによって強制連行された日系ペルー人

注

- 1) これまでに執筆者が行ってきたインタビューにおいて、クリスタルシティ抑留所に抑留されていた元抑留者の方々はしばしば「アメリカへの強制送還」という言葉を使用されていた。本稿では、「強制送還」とは厳密に言えば元に居た場所などに送り返す際に用いられる言葉であるため、「強制連行」という言葉を使用する。
- 2) 本来は、日本から海外に渡った最初の世代である一世を日本人、そして現地で出生、もしくは結婚や帰化権の獲得などにより、日本以外の国籍を得た人々を日系人と称する必要がある。しかし、本稿では当時はペルー国籍であったが現在は日本国籍を保有している場合やその区別が必ずしも確定できない場合もあり、日本人を祖先に持つという意味で、明らかに日本人である場合を除き、両者共に原則として日系人との呼称を用いることとする。
- 3) ラテンアメリカ諸国からアメリカに連行された日系人は、2,118人に及ぶ。このうち成人男性は1,024人であり、彼らは居住国の官憲に逮捕され、「敵性外人」として国外追放処分を受けた。残りの1,094人は、先にアメリカに追放された家族の呼び寄せに応じて、「自発的に」アメリカへ渡ったと分類された人たちであった。追放処分を受けた人たちは、その大半が日本国籍を有していたが、居住国に帰化した人や現地で生まれた二世もいた。こうして日系人をアメリカに送出した国は、全部で12か国に及び(執筆者は、メキシコを含めた13か国とする立場を取る)、このうち「ペルーは、全体の83パーセントに相当する1,771名を送り出していた」(東出誓一著、小山起功編『涙のアディオスー日系ペルー移民、米国強制収容の記』彩流社、1981年、233-234ページ)。
- 4) クリスタルシティ市の資料によれば、クリスタルシティ抑留所はアメリカのテキサス州ザバラ郡(Zavala County)に位置していた。同所の1920年における人口は約800人であったが、農業の発展に伴い1930年には6,609人となり、1940年の時点では6,529人であった。1930年代の同市における人口の大多数は、冬にはほうれん草を、春には玉ねぎを、そして夏と秋にはピーツや綿花を栽培及び収穫するための季節労働者として働くメキシコ人もしくはメキシコ系アメリカ人の移民労働者であった。日米開戦時である1941年の報告書によれば、クリスタルシティに住む5,500人のメキシコ系アメリカ人のうち、97パーセントが移民労働者で、そうした労働者の多くは公共サービスの受給や教育機会も制限された状況で暮らしていた。
このように、第二次世界大戦以前は町外れにあってこうした労働者を受け入れていた労働者

収容所(labor camp)が再建され、外国人抑留所、すなわちクリスタルシティ抑留所となった。日本人、日系アメリカ人は全米から同抑留所に転住し、戦争によってアメリカもしくは南米諸国で捕らえられた日本人の多くが同キャンプに抑留された。同所は1947年に閉鎖されたのち、その後しばらくは低所得者用の賃貸住宅に転換された(City of Crystal City, Texas, History of Crystal City, <http://www.crystalcitytx.org/page/history>, accessed March 2, 2022)。

- 5) 繁房さんは、1928(昭和3)年3月6日、ペルー国リマ(Lima)県チャンカイ(Chancay)郡ウァカン耕地(Hacienda Huacan)の生まれ(以下、本稿ではHaciendaを耕地と訳す)。2022年8月現在、94歳。本稿では、日本で出生した人の名前は苗字、名前の順で、移住先のペルーなど現地で出生した人の名前は原則として現地語の名前、日本語の名前、苗字の順で記している。繁房さんについて、本来はほかの兄弟姉妹と同様、ヴィクトール・繁房さんと、ファーストネームである現地語名と日本名を並列して記すべきであるが、本稿ではすでに繁房さんが日本に居住してからの年月が長いので、繁房さんと呼ばせて頂くこととする。

なお繁房さんによれば、「随行」の本来の読み方は「ずいぎょう」であったが、ペルーでは随行家の公的な書類がすべてローマ字で“Zuiko”と書かれていたので、そのまま「ずいこう」と称すようになった。どこで、どのようにして読み方が変わったのかは定かではないとのことである。そのため、元々日本に住んでいる随行家の方々の苗字は「ずいぎょう」である。

- 6) 2021年8月に受け取った、執筆者によるアンケートへの回答書と、日本語もしくはスペイン語で綴られた手記である「歩んできた道を見つめて」、Mis Raíces, Reunion con Nuestro Padre en el Campo de Concentracion de Crystal City, Texas, Principio de una Historia Personal Victor Shigefusa Zuikoを指す。以下、繁房さんによる見解は、断りのない限り、これらの文書に依拠する。
- 7) 元抑留者による刊行物及び先行業績については、拙稿「アメリカ政府による日系ラテンアメリカ人の強制連行と戦後補償ー市民自由法制定から30年を経た今、点から線へ(前編)」『阪南論集・社会科学編』第54巻第2号(阪南大学学会、2019年3月)22-24ページを参照されたい。
- 8) 執筆者はこれまでに、戦後アメリカに残られた、または一旦は日本に移住しながらその後アメリカでの生活を選択された、あるいは運良くペルーに戻られたクリスタルシティ抑留所の元抑留者の方々とのインタビューを行ってきた。本論文はそのうちの1人で、1988年8月の市民自由法(Civil

Liberties Act of 1988) でアメリカによる国家としての謝罪と賠償金を受け取れなかった多くの元日系ラテンアメリカ人抑留者たちのために闘い、結果として1998年に和解を勝ち得たモチヅキ訴訟の原告代表者のうちの1人であるアメリカ在住のカルメン・モチヅキ (Carmen Mochizuki) さんから随行繁房さんを紹介して頂き、2021年5月に執筆者の研究目的を記した第1回目の手紙と質問状を送付した。なお、本論文で使用した随行繁房さんのこれまでの生い立ちや実名及び写真については、ご本人に論文への掲出と公開について許可を得たものである。

- 9) 2022年8月現在の広島県東広島市付近に該当する。
- 10) こうした考えは、1898(明治31)年7月16日から1947(昭和22)年5月2日までの間に施行されていた旧民法による遺産相続方法で、家督相続と呼ばれていた。旧制度では、戸主が亡くなった場合は、直系卑属の家族(通常は長男)が戸主の地位とその財産を単独で相続するのが原則とされていた。
- 11) 日本人移民の歴史を総括すると、「20世紀の最初の20年間で海外移住した日本人の約7割が北米(ハワイ、カナダ、アメリカ合衆国)に向かったのに対し、南米移民は13%以下に留まっている」。その後は「北米と南米への日本人移民の流れは逆転」し、「1920年代に海外に移住した日本人約16万人のうち53.3%がブラジル、ペルー、メキシコ、アルゼンチンを始めとするラテンアメリカ諸国に移住」する一方で、「北米のシェアは23.2%に落ち込んだ」。このうち、「南米は1930年代中頃まで日本人には一番人気の移住先となった」。1899年から1941年までに南米に渡った日本人は、約25万人に上った(遠藤十亜希『南米「棄民」政策の実像』岩波書店、2016年、18-20ページ)。

ペルーに渡った移民は、当初から移民会社(具体的には森岡商会、のちの森岡移民株式会社)の募集に応じた契約移民であった。その前史として、1868年にハワイに向かった「元年者」と呼ばれる一行が、集団で渡航した日本人移民の先駆けとして知られるが、彼らは徳川幕府から明治新政府へと移行する際の混乱期に、新政府に無許可のまま渡航した。そのため現地でもトラブルに遭遇した際に困難を来し、日布両国政府との間で紛争に発展した。その経験から、以後両国政府は官約移民として両国間で条約に基づいて移民を送出することにした(永井松三編『日米文化交渉史第五巻移住編』洋々社、1955年、350-351、362-364ページ)。

ハワイでの官約移民は1885年から10年間続いたが、この間に日本政府にはメキシコ、ペルー、

オーストラリア、ニューカレドニアなどからも、日本人労働者を求める声が届いていたという。しかし、日本政府は1894年以降移民事業から撤退し、移民会社による日本人移民の送出が認められるようになり、その後は移民会社による契約移民労働者の送出時代となった(坂口満宏「誰が移民を送り出したのか—環太平洋における日本人の国際移動・概観」米山裕、河原典史編著『日本人の国際移動と太平洋世界 = The International Movements of the Japanese and Their Pacific World: 日系移民の近現代史』文理閣、2015年、54ページ)。

- 12) 東出、前掲書、68、81ページ。東出氏は1930年前後の日本社会について、在ペルー日本総領事との会話の中で「日本では都会といわず農村といわず、どこでも食うや食わずの状態が続いています。(中略)帝大を出ても、月給はわずか40円と聞いています。それも運よく就職先が見つければの話です」と説明した(同上、80-81ページ)。
- 13) ガーディナー (C. Harvey Gardiner) 氏は、こうした移民の出現は、日清戦争後の不安定な経済見通しと、利益を見越した船舶会社や移民斡旋業者の願望、持続的な熟練農夫の人余り状況、そしてペルーがこのような日本人労働者を歓迎するであろうとの確信に起因していると考えた。こうして移民会社は、1923年までに17,764人の日本人をペルーに運んだ(C. Harvey Gardiner, *Pawns in a Triangle of Hate: The Peruvian Japanese and the United States*, Seattle and London: Univ. of Washington Press, 1981, pp. 3-4)。
- 14) 鈴木讓二『日本人出稼ぎ移民』(平凡社、1992年)、104-105ページ。同書によれば、1898年当時、現地での生活費は月に7-10円とされ、日本人移民は月に15円は国元へ送金するか貯金に回せるほか、帰国旅費を100円としてよけておいた場合、契約期間中に600円位は貯金できる見込みであった。また、当時のペルー人、中国人の賃金は、17、18円から22、23円であったという。
- 15) Ayumi Takenaka, "The Japanese in Peru: History of Immigration, Settlement, and Racialization." *Latin American Perspectives*, vol. 31, no. 3, 2004, p. 77.
- 16) 山田麴生「第5回明治のメキシコ・ペルー移民」『日本移民船始末記・世界の艦船』1994年3月、110-111ページ、日本クルーズ学会ホームページ掲載 (<http://cruise-ferry.main.jp/wp-content/uploads/2020/06/05-%E6%98%8E%E6%B2%BB%E3%81%AE%E3%83%A1%E3%82%AD%E3%82%B7%E3%82%B3%EF%BC%8F%E3%83%9A%E3%83%AB%E3%83%BC%E7%A7%BB%E6%B0%91.pdf>, 2022年8月18日閲覧)。
- 17) 1897年にハワイ政府は日本人移民のハワイ上陸を

Mar. 2023

第二次世界大戦中にアメリカによって強制連行された日系ペルー人

拒絶し、626人を強制送還した。詳細は、兒玉正昭『日本人移民ハワイ上陸拒絶事件—領事報告を中心に』（不二出版、2011年）を参照されたい。

- 18) 日本人が最初にペルーに移民したのは、1899年2月27日（この出航日について山田麴生氏は、「移民史書はすべてこれを28日のこととしているが、同船の出帆広告には27日午後4時となっている」としてこの日付を採用）に森岡商會が募集して「佐倉丸」に乗船した790人の集団が横浜港を出港し、同年4月3日にカジャオ（Callao）に到着した時のことである（山田、前掲書、111ページ）。

なお第1回移民は1903年4月に契約の満了を迎えたが、この時に耕地で就労していた者は496人、死亡者162人、満期前協議解約者54人、逃亡者50人、その他家僕などの雑業被雇用者27人、ボリビア残留者1人であった。このうち帰国希望者136人は、第2回移民の輸送に当たった船で8月15日にカジャオを出港した。往路の船賃は雇主の負担であったが、帰国者のうち船賃を全額自弁した者は115人、半額支払った者は20人、一部だけ支払った者は1人であった。帰国者には協議解約者と逃亡者がそれぞれ1人含まれていたが、このうち逃亡者は森岡商會に相当の損害金を支払ったほか、100円の船賃を支払って乗船したという（鈴木、前掲書、116-117ページ）。第1回目にペルーに向かった移民に適用された契約では、日本への帰国費用は最初の2年間の労働期間を完了した者だけに支払われることが定められていた。この条件に満たない労働者たちは、農園から脱走してペルー国境を越えてボリビアに密入国し、当時活況だったゴム農園で再雇用された（今野敏彦・藤崎康夫編著『移民史Ⅰ南米編』新泉社、1984年、221ページ。遠藤、前掲書、217-218ページより重引）。

- 19) 山田、前掲書、112ページ。
20) 同上、112-113ページ。第1回の契約期間が終了した1903年6月11日には、新たに契約移民981人と自由移民196人がペルーに向かったが、契約移民の内訳は男子883人、女子98人、出身地は福岡県312人、広島県222人、愛媛県182人、熊本県155人、香川県ほか110人であった。
21) 第3回目の出発日は不明であるが、第1回目と第2回目の航行日数が36-39日間であることを考えると、おそらく10月12-15日頃ではないかと思われる。
22) 山田、前掲書、113ページ。この第3航海での契約移民は、「同一耕地で4年間連続して就労すると、雇主から7.5ポンド、森岡移民会社から2.5ポンド、合計10ポンドの帰国支度金が特別に支給されることになっていた。この方式は、1909年まで続き、その後は契約期間が1年に延長され」た（東出、前掲書、68ページ）。

やがて日本とペルー両国間の契約移民に関する合意が1923年に終了すると、日本人のペルーへの移民は自由移民に限られることになる。自由移民は、入国前に雇用主と労働契約を結ぶ必要がなく、入国してから自由に職業を選ぶことができた。しかし、「この場合は、純粋な意味での『自由移民』ではなく、日本政府のアレンジで日系企業や団体が所有する農園に入植が決められていた国策移民だった」。一方、耕地との契約期限を終えた移民たちは、よりよい職を求めて、または自分で起業しようと、首都リマ、カジャオといった海岸沿いの都市に移り住んだ。1930年の時点でペルーに移住していた日本人20,433人のうち、リマ地区の居住者は全体の86.7パーセントに及んだ。こうして首都圏での居留外国人の「3人に1人は日系」という「マイノリティの中のマジョリティ」になっていた。この頃にはペルー人の多くは「日本人が自分たちの隣人となることを歓迎せず、そればかりか日本人がペルーを『アジア化』してしまうと恐れた」とされる（遠藤、前掲書、24ページ）。

このようなペルー人の排日動向は、単なる人種感情に基づくものでなく、「日本人が農鉱業において資源の開発、振興に従事している限りは、こうした事態は避けられたはずであった」と鈴木氏は指摘する。1934年にペルーにはおよそ713家族の日本人が在留していたが、その64パーセントが商業従事者で、ついで農業が28パーセント、工業が8パーセントであった。鈴木氏によれば、「移民たちも好んで都会に集中していたわけではない。当時のペルーは、未だ植民地時代の名残の大土地所有制度が支配的で、資本力の乏しい移民が自作農になることは容易ではなかった」。1934年当時、日本人農業従事者（そのほとんどが借地農）の約60パーセントは綿作を営んでいたが、その経営面積は平均4ヘクタールに過ぎず、「農業を志しても発展性がないために、都会に流出せざるを得なかった」（鈴木、前掲書、125-126ページ）。

最終的にペルーには、1899年から1923年にかけて渡航した契約移民が18,727人、1923年から1941年にかけて渡航した自由移民が約11,650人いたとされる（ペルー日系人協会、JICA横浜海外移住資料館共同プロジェクト「Pioneros—ペルー日本人移民データベース（1899-1941）」vol.2-2、2013年4月3日、<http://dji.jomm.jp/jp/proyecto.html>、2022年12月20日閲覧）。

- 23) 一般的にアシエンタとは、主として国内・地域市場向けの商品生産を行う大土地所有制度を採る莊園のこと。一方プランテーションとは、主として輸出用の単一作物を生産する大規模農園のこと。本稿では、随行繁房さんが日本語で記された訳語を採用し、前者を耕地、後者を大農園と邦訳するこ

ととする。

- 24) 與那嶺カスさんの本名は、「カマ」であった。ところが、戸籍を手書きで写すうちに「マ」が「ス」に見間違われ、以後、カスさんとなったと繁房さんは指摘する。一方、1926年9月7日、在ペルーリマ駐在領事受付、同年12月15日に送付された随行繁松さんの戸籍謄本の原本には、当初「與那嶺 スト結婚届出」と書かれていたものの、名前の1文字目である「ス」に鍵括弧が付けられ、その横に「カ」と添えられており、欄外には「一字訂正」と記されている。これに対し、アメリカ司法省移民帰化局による、1944年12月31日時点でのクリスタルシティにおける抑留者名簿108ページには、カマさんという本名がZuiko, Kama Yonamineと正確に記されている(U. S. Department of Justice, Immigration and Naturalization Service, Civilian Alien Enemies, In Custody-December 31, 1944, Crystal City Internment Camp, Crystal City, Texas, p. 108, National Archives, Maryland, RG 59, General Records of the Department of State, Special War Problems Division, Subject Files, 1939-1955, Santa Fe, New Mexico to Civilian Alien Enemies in Custody, Box 191, ARC 2173219, Entry A1 1357)。
- 25) カスさんは、1993(平成5)年5月に逝去された。
- 26) アルベルト・繁隆さんは、小児麻痺で左足が不自由であった。
- 27) ペルーにおける夏(12-3月まで)の間はアンデスの山に降った雨や雪解け水で川が増水し、氾濫していた。「橋らしい橋もなく、いつも馬か自動車に乗って渡っていた浅い川が、その期間だけは恐ろしいほどの量の、ドロドロとした茶褐色の水が流れ」、ウァカンが孤立していたという。やがて両岸をつなぐ吊り橋が作られたが、「その吊り橋で川を渡るのが怖かったのを今でも覚えています」。また川の水が減った頃には、兄たちと一緒に川でエビを取ったりナマズ(bagre)を釣ったりして遊んだ。
- 28) 繁房さんにとってウァカンは、「父が農業をしていたところ」であり、「農地は広い砂漠地帯と隣接していて、その砂漠から古代人の人骨や彼らが使っていた衣類や土器が多く出土されていた」とことや、「家の前に広場があり、そこに乾燥に強い3本のイチゴマメ(algarrobo)の大木があったこと」、「大きな倉庫の中いくつかの葡萄酒の樽があり、葡萄酒を作るため、素足で葡萄を踏んでその果汁を取っていたこと」、「収穫したトウモロコシをそのまま砂漠の砂の中に埋めて保存していたこと」などを覚えている。
- なかでも繁房さんは、広場の一角にあった馬具や農機具を収納する格納庫のことは忘れることができないそうである。そこは、いたずらをした時などによく閉じ込められて、「泣いたりわめいたりしていた」場所で、当時「ティオ・タダシ(Tio Tadashi)」と呼んでいたテオドロ・真さんがそこから救出してくれた思い出がある。
- 29) その後、土佐文一さんはペルーに戻ったが、彼の妻と息子たちは戦争が原因で戻ることができず、日本に残ることを余儀なくされた。
- 30) 繁房さんは幸い、ペルー人のサバレタ医師(Dr. Zabaleta)(ファーストネーム不詳)のお陰で大事には至らなかった。
- 31) 1840年11月、リマに設立された公立学校。繁房さんによれば、当時兄ファン・繁春さんはこの中学校に通っていた。
- 32) 鈴木、前掲書、122-125ページ。
- 33) 遠藤、前掲書、26ページ。
- 34) C. Harvey Gardiner, *The Japanese and Peru 1873-1973* (Albuquerque, New Mexico: University of New Mexico Press, 1975), p. 36.
- 35) 鈴木、前掲書、128-129ページ。ペルー人従業員8割法は、日本人が経営する店の多くが家族や親戚で営んでいたことへの反発であると考えられる。
- 36) 遠藤、前掲書、27ページ。1938年2月には学校現場にも「教育8割制」が公布され、職員の8割を現地生まれの者とすることや授業総時間中の現地カリキュラムが占める割合にも8割制が適用されることになり、1940年1月から実施された。この制度の導入を日本人学校の多くが検討している段階で、太平洋戦争がはじまった(田島久歳・山脇千賀子「ブラジルおよびペルーにおける日系住民と教育に関する比較分析-歴史的経緯と現状」村田翼夫編『在日ブラジル・ペルー人帰国児童生徒の適応状況-異文化間教育の視点による分析1998-1999年』、文部省科学研究費補助金学術研究成果報告書、2000年、25ページ)。
- 37) 同条約は契約移民の終了に伴い、1924年9月30日に締結され1930年に発効した。同法の詳細は、Gardiner, *The Japanese and Peru 1873-1973*, pp. 46, 50を参照されたい。
- 38) Gardiner, *Pawns in a Triangle of Hate*, p. 8. アメリカでは1924年にいわゆるジョンソン=リード法(Johnson-Reed Act: P. L. 68-139; 43 Stat. 153)と呼ばれる移民法の改正(Immigration Act of 1924)により、ビザの発給対象は1890年の国勢調査の時点でアメリカに在住している各外国籍者の2パーセント以下とされた。こうして移民数を厳格に割り当てた結果、以後、アメリカへの移民は年に15万人以下に抑えられ、アジアとアフリカ諸国からは年間に100人の入国しか認められず、事実上日本人が移民としてアメリカに行くことはほぼ不可能となった(U.S. House of Representatives, U.S. Constitutional Amendments, Treaties, Executive

Mar. 2023

第二次世界大戦中にアメリカによって強制連行された日系ペルー人

Orders, and Major Acts of Congress Referenced in the Text, History, Art and Archives, <https://history.house.gov/Exhibitions-and-Publications/APA/Historical-Data/Legislation/#immigration>, accessed August 23, 2022).

- 39) Daniel M. Masterson with Sayaka Funada-Classen, *The Japanese in Latin America* (Urbana and Chicago: University of Illinois Press, 2004), p. 72.
- 40) 東出, 前掲書, 143ページ。
- 41) 1940年5月24日, 午前11時35分に発生したマグネチュード8.2の地震。これによりカジャオでは5マイルに渡り家々が破壊され, リマ全体では179人が死亡し, 3,500人が負傷した (El Terremoto de 1940, *Lima la Única*, junio 12, 2010, <http://www.limalaunica.pe/2010/06/el-terremoto-de-1940.html>, accessed September 6, 2022)。この地震について, たとえば Casey Peek 監督による *Hidden Internment: The Art Shibayama Story* (Peek Media, 2004年) の映像の中で, トーマス・ハヤシ (Tomas Hayashi) さんが「暴動を起こしたことへの天罰であると考えた人たちもいた」と語っているほか, 東出氏の前掲書, 141ページでも, 「暴動に加わったペルー人の多くが (中略) カトリック教徒で, 彼らがこの地震を暴動に対する神の怒りと受け止め, 悔悛の情をあらわした」, 「まさに天罰であった」としている。
- 42) 一説には, リマ暴動及びリマ地震ののち200人以上がペルーを離れたとされるが, それぞれがペルーを離れた理由は明らかになっていない。
- 43) 東出, 前掲書, 145ページ。実際には, ビジネスマンだけでなく, ペルーの日本人学校の校長や各地方における日本人会の代表者, スポーツの指導者といった「活動家」も「ブラック・リスト」の対象者になった。
- 44) John K. Emmerson, *The Japanese Thread: A Life in the U.S. Foreign Service* (New York: Holt, Rinehart and Winston, 1978), pp. 142-143.
- 45) Gardiner, *Pawns in a Triangle of Hate*, p. 42.
- 46) *Ibid.*, p. 68. エマーソン第三書記官とウー書記官は, リマとカジャオだけでも38の耕地を調査した (*Ibid.*, p. 53)。
- 47) フランクリン・ルーズヴェルト (Franklin Delano Roosevelt) 大統領 (1933-1945年) は, 1942年2月19日に行政命令9066号を発し, 陸軍長官と同長官が指名する軍司令官に, 必要に応じて軍事地域を規定し, スパイ活動及び国防に必要な物資, 施設, 事業に対する可能な限りあらゆる保護が必要な場合, 同地域からだれでもあるいはすべての人々を排除する権限を付与するとして文書を発した。
当初, 西部沿岸防衛司令部のジョン・デュイット
- 准将 (Lieutenant General John L. Dewitt) は, 当該地域に住む日系アメリカ人に自発的な移動を勧めたが, これに応じた日系アメリカ人は約7パーセントにとどまった。そのためルーズヴェルト大統領による行政命令に基づき, 同年3月29日, デュイット准将は「軍事区域」とされた西部沿岸に居住する日系アメリカ人に対する強制連行及び収容を, 通知から48時間以内にはじめるとして官報第4号 (Public Proclamation no. 4) を発出した。その結果, その後6か月以内に約12万2,000人が一時的な中継所となる集結所 (assembly centers) に集められ, その後, 強制収容所 (relocation centers) に収容された。収容を余儀なくされた人たちのうちの7万人は, アメリカ市民であった。行政命令に従わなかった場合は, 1942年3月21日に出された公法第503号 (Public Law 503) により, 1年以内の収監もしくは5,000ドル以下の罰金, あるいは双方を支払わなければならない (National Archives, Executive Order 9066: Resulting in Japanese-American Incarceration, 1942, <https://www.archives.gov/milestone-documents/executive-order-9066>, accessed October 6, 2022; United States House of Representatives, History, Art and Archives, Japanese Internment Bill, https://history.house.gov/Records-and-Research/Listing/lfp_004/, accessed October 6, 2022)。
- 48) この時, 繁房さんはペルーの現地校コレヒオ・ウァチヨ (Colegio Huacho) に通っており, 1943年12月に中学校を卒業した。
- 49) 同時期の1月6日と7日の2日間に, チクラヨ市周辺では少なくとも3人の日本人がペルー官憲により連行されている。執筆者が以前にインタビューをさせて頂いたブランカ・カツラ (Blanca Sadako Katsura) さんの父卯三郎さんもそのうちの1人である (拙稿「第二次世界大戦中にアメリカによって強制連行された日系ペルー人—ブランカ・サダコ・カツラさんの物語を通して」『阪南論集・社会科学編』第56巻第2号, 阪南大学学会, 2021年3月, 308ページ)。
- 50) 日系ラテンアメリカ人339人のほか, ドイツ系, イタリア系ラテンアメリカ人を乗せた「キューバ号」がペルーのカジャオから出発した日については, 3月1日としている文献がある (Gardiner, *Pawns in a Triangle of Hate*, p. 90)。またアメリカのニューオリンズに到着した日については, 繁房さんの手記には書かれていないが, 3月17日であるとする史料がある。同史料によれば, この時に同船に乗船していた「ドイツ系と日系ラテンアメリカ人収容者」(少数のイタリア系も含むと考えられる) は, 540人であるとしている (Internet

Archive, Wayback Machine, Arrival at New Orleans of 540 German and Japanese Internees, March 28th 1944, from R. L. Bannerman, Special Agent to Mr. Fitch, http://www.gaic.info/images_camps/tempstations/algiers/bannerman.htm。

- 51) 2018年2月25日にアメリカのロサンゼルスにあるご自宅でインタビューをさせて頂いた、モチヅキ訴訟の原告代表3人のうちの1人であるアリス・ニシモト(Alice Nishimoto)さんは、同船に乗った時には行先は聞かされておらず、どこに連れて行かれるのかとても不安であったと当時の心境について話された。すなわち、当初は目的地がクリスタルシティ抑留所であったことは知らされていなかった可能性がある。ましてやペルーの家族がアメリカに行くことになった目的が、アメリカ人「捕虜」との交換要因であったことなど知る由はなかったと考えられる。
- 52) 今になって思えば、冷たい水が全部出終わるまでシャワーの蛇口を長く開けておけば、お湯が出るようになっていたのかもしれないと繁房さんは考える。
- 53) 東出氏の家族は、その後、カジャオを6月に出た船でクリスタルシティ抑留所に到着した。バルボアを3月6日に出航する際、パナマに抑留されていた日系ペルー人29人が乗船し、東出氏がカジャオからパナマへ送られた時と同様に、船底のハンモックに押し込まれたと書いている。そしてカリブ海におけるドイツの潜水艦への警戒から、パナマ運河を通過してコロン(Colón)の港に3日間停泊し、その際、17, 18隻の艦船が護衛に付いたこと、航行中は救命胴衣を身に着け、緊急事態に備えるように言われていたこと、コロンからキューバ経由でルイジアナ州のニューオーリンズに着くまでに2週間かかったとしている(東出, 前掲書, 201-203ページ)。
- 54) DDTは、体だけでなく、服にもかけられたという。
- 55) 「家族名簿」, 56ページ。同名簿は戦争中の1945年2月26日に発行されたもので、全部で57ページにわたる。日本人抑留者家族の原籍地、全氏名、抑留前の居住地、職業のほか、抑留所における日本人

自治会の組織及び役員名が記されている。なお、「館府案内」では、「抑留者に同居した家族を米政府は『抑留志願者』と呼び、臨時出所、訪問等の際には両者の間に手続上寛厳の差を設けている」と書かれている。

- 56) 田中百合子『水晶村の思い出』(印刷所等不明), 8-9ページ。2003年11月に発行された、47ページにわたるもの。随行繁房さん所蔵資料。
- 57) 「家族名簿」, 53-54ページ。なお、田中『水晶村の思い出』によれば、1945年1月26日までの自治会調査による日本人家族数の内訳は、アメリカ本土とハワイから来た家族が331組、「ペルー組」が220組とされている(同, 11ページ)。
- 58) 繁房さんはその後手術を受け、体調は徐々に回復し、1971年11月3日付で勲六等瑞宝章を授与された(1971年10月11日付外務大臣官房人事課長より随行繁房さん宛「昭和46年の叙勲について」)。その授賞理由について、息子の繁房さんは執筆者からの2022年12月25日における電話でのインタビューで、「ウェアウラの日本人会の会長か何かをしていたこともあり、海外における日本人の発展に寄与したといったことで、ペルーの日本人会か向日公館、大使館の方から推薦されたからではないか」と回答された。
- 59) 1998年6月に、それ以前の1988年8月に成立した市民自由法(Civil Liberties Act of 1988)によって、アメリカ政府からの謝罪と賠償金20,000ドルを受け取ることができなかった元日系ラテンアメリカ人抑留者に対し、和解を勝ち得た裁判。詳細は、拙稿、前掲、「アメリカ政府による日系ラテンアメリカ人の強制連行と戦後補償—市民自由法制定から30年を経た今、点から線へ(前編)」及び拙稿「アメリカ政府による日系ラテンアメリカ人の強制連行と戦後補償—市民自由法制定から30年を経た今、点から線へ(後編)」『阪南論集・社会科学編』第55巻第1号(阪南大学学会, 2019年10月)を参照されたい。
- 60) 2022年12月25日における繁房さんと執筆者との電話インタビュー。

(2023年1月20日掲載決定)